

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

- 漁業共済加入区の漁業の区分の変更

水産課

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
 - 〃
 - 土地改良事業施行認可申請の縦覧
 - 公共測量の実施
 - 〃
 - 公共測量の終了
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【選挙管理委員会】
- 岡山県選挙管理委員会の委員長及び委員
長職務代理者の住所及び氏名

経営支援課

〃

耕地課

〃

監理課

〃

建築指導課

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ドラッグセイムス玉野田井薬局

玉野市田井三丁目三二一七〇

令和七年一月一日

訪問看護ステーション ケアリンク総社

総社市中原五八〇一六

令和七年一月一日

◎岡山県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年一月十日

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

日の出薬局 玉島店

倉敷市新倉敷駅前三―七三―一

令和六年一月三十一日

地方独立行政法人玉野医療センター 玉野市民病院

玉野市宇野二―三―一

令和六年十二月三十一日

井上薬局

玉野市玉二―一八―四

令和七年一月一日

富永薬局 宇野

玉野市宇野二―一五―一

令和七年一月六日

◎岡山県告示第十一号

平成四年岡山県告示第一百一号(漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 「一 小型機船底びき網漁業を営む漁業
二 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業
三 機船船びき網漁業を営む漁業
四 主として機船船びき網漁業を営む漁業
五 主としてさし網漁業を営む漁業
六 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び
さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業
を

表中

七 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業」

- 「一 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業
二 主として機船船びき網漁業を営む漁業
三 主としてさし網漁業を営む漁業
四 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び
さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業
に改める。
五 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業」

〔一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字窪五二七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ その他（未定）

（変更後）

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地

代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

4 変更年月日

平成三十一年二月十五日

二 届出年月日

令和六年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年一月十日から同年五月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字窪五二七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ジュテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千六百二十八平方メートル

(変更後) 五千九百九十二平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 百十五台

(変更後) 駐車場一 百十二台

駐車場二 六十九台

合計 百八十一台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場一 三十二台

駐輪場二 三十台

合計 六十二台

(変更後) 駐輪場一 三十二台

駐輪場二 三十台

駐輪場三 十六台

合計 七十八台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 荷さばき施設一 七十二平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

荷さばき施設三 二十四平方メートル

三箇所（荷さばき施設三箇所合計） 百二十平方メートル

(変更後) 荷さばき施設一 七十二平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

荷さばき施設三 二十四平方メートル

荷さばき施設四 四十八平方メートル
四箇所（荷さばき施設四箇所合計） 百六十八平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前） 廃棄物保管施設一 十八・三立方メートル
廃棄物保管施設二 三・四立方メートル
二箇所（廃棄物保管施設二箇所合計） 二十一・七立方メートル
（変更後） 廃棄物保管施設一 十八・三立方メートル
廃棄物保管施設二 三・四立方メートル
廃棄物保管施設三 十・八立方メートル
三箇所（廃棄物保管施設三箇所合計） 三十二・五立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前） 株式会社ハローズ 午前零時

未定 午前八時

（変更後） 株式会社ハローズ 午前零時

株式会社セリア 午前八時

株式会社ジュンテンドー 午前七時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 株式会社ハローズ 午後十二時（二十四時間営業）

未定 午後十二時

（変更後） 株式会社ハローズ 午後十二時（二十四時間営業）

株式会社セリア 午後十二時

株式会社ジュンテンドー 午後九時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

（変更後） 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場二 午前六時三十分から午後九時三十分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前） 二箇所

（変更後） 三箇所

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午後十時から午前七時まで

（変更後） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午後十時から午前七時まで

荷さばき施設四 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

令和七年六月一日

二 届出年月日

令和六年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年一月十日から同年五月十日まで

令和7年1月10日 岡山県公報 第12666号

〔一四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線66号（水利施設等保全高度化事業（用排水施設整備））

西七区支線82号（ ）

西七区支線98号（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和七年一月十日から同月三十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	赤磐市下市及び高屋地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
測量期間	令和六年十二月二日から令和七年二月二十八日まで

〔一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市一色地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年一月六日から同年三月二十五日まで	測量期間

〔一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
苫田郡鏡野町真加部及び竹田地内	公共測量（基準点測量）	令和六年十二月二十三日

〔一八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字北山西九五九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市大内二九六番地一三ファーストクラブ三〇三号室

笠井 翔矢

笠井はるか

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十月三十一日岡山県指令建指第三〇七号

◎岡山県選管告示第一号

令和六年十二月二十七日岡山県選挙管理委員会の委員長に選挙された者及び委員長職務代理者に指定された者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和七年一月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

職 名	住 所	氏 名
委員長	岡山市北区津島南二丁目六番三〇号	大林 裕一
委員長職務代理者	岡山市南区妹尾二二三七―三	大本 裕志